

平成 25 年 12 月 5 日

第 4 回 定 例 会 議 案

登 米 市 議 会

議 員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
議案第 116 号	平成 25 年度登米市一般会計補正予算 (第 6 号)	別冊
議案第 117 号	平成 25 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 118 号	平成 25 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 119 号	平成 25 年度登米市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 120 号	平成 25 年度登米市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 121 号	平成 25 年度登米市病院事業会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 122 号	平成 25 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 123 号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について	1
議案第 124 号	登米市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第 125 号	登米市税条例の一部を改正する条例について	6
議案第 126 号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	10
議案第 127 号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例について	12
議案第 128 号	工事請負契約の変更契約の締結について	14
議案第 129 号	工事請負契約の変更契約の締結について	15
議案第 130 号	工事請負契約の変更契約の締結について	16
議案第 131 号	財産の処分について	17
議案第 132 号	訴訟上の和解について	18
議案第 133 号	字の区域を新たに画すること及び変更することについて	21
議案第 134 号	指定管理者の指定について (中田農産物直売所及び中田農産物加工所)	27
議案第 135 号	指定管理者の指定について (迫にぎわいセンター)	28

議案第 136 号	指定管理者の指定について（東和川端高齢者等活動生活支援促進機械施設）	29
議案第 137 号	指定管理者の指定について（登米市登米総合体育館、登米市登米総合運動公園及び登米市登米武道館）	30
議案第 138 号	指定管理者の指定について（登米市高倉勝子美術館）	31
議案第 139 号	指定管理者の指定について（登米市こじか園）	32

議案第 123 号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例 (登米市手数料条例の一部改正)

第 1 条 登米市手数料条例（平成 17 年登米市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表し尿収集運搬処分手数料の項中「65 円」を「67 円」に改め、同表し尿処分手数料（使用許可を与えられた市外の者）の項中「20 円」を「21 円」に改める。

(登米市行政財産使用料条例の一部改正)

第 2 条 登米市行政財産使用料条例（平成 17 年登米市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「100 分の 105 を乗じて得た額」を「これに消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（次条第 1 号において「消費税相当額」という。）を加えた額」に改める。

第 3 条第 1 号中「100 分の 10.5 を乗じて得た額」を「100 分の 10 を乗じて得た額に、消費税相当額を加えた額」に改める。

(登米市都市公園条例の一部改正)

第 3 条 登米市都市公園条例（平成 17 年登米市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 号の表中「1.05 を乗じて得た額」を「消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

(登米市下水道条例の一部改正)

第4条 登米市下水道条例（平成17年登米市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第18条の表基本使用料の項中「1,500円」を「1,543円」に改め、同表超過使用料の項中「150円」を「154円」に、「160円」を「165円」に、「165円」を「170円」に、「170円」を「175円」に改める。

(登米市農業集落排水事業条例の一部改正)

第5条 登米市農業集落排水事業条例（平成17年登米市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表基本使用料の項中「1,500円」を「1,543円」に改め、同表超過使用料の項中「150円」を「154円」に、「160円」を「165円」に、「165円」を「170円」に、「170円」を「175円」に改める。

(登米市水道事業給水条例の一部改正)

第6条 登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	1,260	を	「	1,296	に	「	140	を	「	144	に改める。
								245			252	
		23,100			23,760			255			262	
		31,500			32,400			155			159	
		36,750			37,800			170			175	
		105,000			108,000			190			195	
		168,000			172,800			155			159	
								180			185	
								200			206	
		」			」			」			」	

別表第3中	「	63,000円	を	「	64,800円	に改める。
		63,000円			64,800円	
		105,000円			108,000円	
		168,000円			172,800円	
		304,500円			313,200円	
		493,500円			507,600円	
		1,176,000円			1,209,600円	
		」			」	

(登米市病院事業等使用料及び手数料条例の一部改正)

第7条 登米市病院事業等使用料及び手数料条例（平成17年登米市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の105を乗じて得た額」を「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第4条の規定による改正後の登米市下水道条例第18条の規定は、平成26年4月検針定例日の翌日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 第5条の規定による改正後の登米市農業集落排水条例第15条第2項の規定は、平成26年4月検針定例日の翌日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

4 第6条の規定による改正後の登米市水道事業給水条例別表第1の規定は、平成26年4月検針定例日の翌日以後の使用に係る水道料金について適用し、同日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

議案第 124 号

登米市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

登米市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年登米市条例第 60 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

登米市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年登米市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 39 条」を「第 38 条」に、「（第 40 条—第 42 条）」を「（第 39 条—第 41 条）」に改める。

第 3 条第 6 項第 2 号中「若しくは」を「又は」に改め、「、又は外国への旅行に伴う支度のため」及び「又は支度料」を削る。

第 6 条第 1 項中「、支度料」を削り、同条中第 12 項を削り、第 13 項を第 12 項とし、第 14 項を第 13 項とし、第 15 項を第 14 項とし、同条第 16 項中「第 38 条第 1 項」を「第 37 条第 1 項」に改め、同項を同条第 15 項とする。

第 35 条を削り、第 36 条を第 35 条とする。

第 37 条第 1 項中「別表第 2 の定額による」を「40 万円とする」に改め、同条を第 36 条とする。

第 38 条を第 37 条とし、第 39 条を第 38 条とする。

第 4 章中第 40 条を第 39 条とし、第 41 条を第 40 条とする。

第 42 条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第 41 条とする。

別表第 2 中「（第 34 条、第 35 条、第 37 条関係）」を「（第 34 条関係）」に改め、「1 日当、宿泊料及び食卓料」及び 2 の表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 125 号

登米市税条例の一部を改正する条例について

登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市税条例の一部を改正する条例

登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 47 条の 2 第 1 項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とする。

第 47 条の 5 第 1 項中「当該年度の前年度において第 47 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の 2 分の 1 に相当する額」に改める。

第 71 条第 4 項に次のただし書を加える。

ただし、既にこの項の規定による申請書の提出に基づく固定資産税の減免を受けている場合において、当該申請書の内容に異動がなく、かつ、申請書の提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

附則第 7 条の 4 中「附則第 19 条第 1 項」の次に「、附則第 19 条の 2 第 1 項」を加える。

附則第 16 条の 3 の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第 1 項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 33 条第 4 項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第 1 項」を「利子所得

及び配当所得については、第 33 条第 1 項に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第 16 条の 2 の 11 第 3 項で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第 2 項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 33 条第 4 項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第 3 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第 19 条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第 1 項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第 18 条第 6 項」を「附則第 18 条第 5 項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 16 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第 33 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第 2 項第 1 号」を「次項第 1 号」に改め、同条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第 19 条の 2 を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 19 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条の 2 第 5 項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 17 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第 33 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第 2 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用

後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。附則第19条の3から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の5を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第71条第4項の改正規定 平成26年4月1日

(2) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(3) 附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正後の登米市税条例（次項において「新条例」という。）第 47 条の 2 及び第 47 条の 5 の規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 317 条の 2 第 1 項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 7 条の 4、第 16 条の 3 及び第 19 条から第 20 条の 2 までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 126 号

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成 17 年登米市条例第 138 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成 17 年登米市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項の見出し及び同項中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第 8 項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第 35 条の 2 第 6 項の株式等」を「附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等」に改める。

附則第 9 項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第 10 項及び第 11 項を削り、第 12 項を第 10 項とし、第 13 項を削り、第 14 項を第 11 項とし、第 15 項を第 12 項とし、附則第 16 項中「配当所得」を「利子所得、

配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第 13 項とし、附則第 17 項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の登米市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 127 号

登米市火災予防条例の一部を改正する条例について

登米市火災予防条例（平成 17 年登米市条例第 215 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市火災予防条例の一部を改正する条例

登米市火災予防条例（平成 17 年登米市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 3 第 1 項第 3 号中「第 13 条の 3 第 1 号」を「第 13 条第 1 号」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「位置に」の次に「設置」を加え、同項第 1 号ア中「一局所の周囲の温度が一定の温度以上になったときに火災が発生した旨の警報を発する住宅用防災警報器」を「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 17 年総務省令第 11 号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第 2 条第 4 号の 2 に掲げるもの」に、「以下この条」を「次項」に改め、同条第 3 項の表第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで並びに第 6 号イ及びウに掲げる住宅の部分の項中「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 17 年総務省令第 11 号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）」を「住宅用防災警報器等規格省令」に改め、同条第 4 項中「（定温式住宅用防災警報器にあつては、市長が定める技術上の規格）」を削る。

第 29 条の 4 第 3 項中「第 37 条第 7 号から第 7 号の 3 まで」を「第 37 条第 4 号から第 6 号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 29 条の 3 第 1 項第 3 号及び同条第 2 項各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する住宅若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅又は平成31年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅における定温式住宅用防災警報器（改正後の登米市火災予防条例第29条の3第2項第1号アに規定する定温式住宅用防災警報器をいう。）のうち、同条第4項の規定に適合しないものに係る技術上の規格については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 128 号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 契約の目的 佐沼小学校解体工事

- 2 契約金額 変更前 132,888,000円
変更後 157,395,000円

- 3 契約の相手方 宮城県登米市豊里町五反田106番地
株式会社 阿部興業
代表取締役 阿部 二郎

議案第 129 号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 契約の目的 平成23年度新高石地区農業集落排水施設災害復旧工事
- 2 契約金額 変更前 304,500,000円
変更後 385,927,500円
- 3 契約の相手方 宮城県登米市迫町佐沼字大網399番地
株式会社 渡辺土建
代表取締役 渡辺 光悦

議案第 130 号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 契約の目的 23都災第2402号川西第1号幹線処理区下水道災害復旧工事
- 2 契約金額 変更前 276,990,000円
変更後 335,076,000円
- 3 契約の相手方 宮城県登米市迫町佐沼字大網399番地
株式会社 渡辺土建
代表取締役 渡辺 光悦

議案第 131 号

財産の処分について

次のとおり財産の譲渡契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 契約の目的 財産（不動産）の譲渡

2 譲渡する物件

所在	地目	地積
登米市迫町新田字新茂栗 67 番地 (仮換地地番)	雑種地 (換地登記後)	32,000 平方メートル

3 契約の金額 40,736,000円

4 契約の相手方 宮城県登米市迫町新田字前沼 149 番地 7
有限会社 伊豆沼農産
代表取締役 伊藤 秀雄

議案第 132 号

訴訟上の和解について

次のとおり和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 事件名 仙台高等裁判所平成 24 年（ネ）第 465 号取立債権請求控訴事件
- 2 当事者 控訴人（第一審被告） 市内在住 男性 A
控訴人（第一審被告） 市内在住 男性 B
控訴人（第一審被告） 市内在住 男性 C
控訴人（第一審被告） 市内在住 男性 D
被控訴人（第一審原告） 登米市
- 3 和解内容
 - (1) 控訴人市内在住男性 A は、被控訴人に対し、本件解決金として、金 262 万 8,181 円の支払義務のあることを認める。
 - (2) 控訴人市内在住男性 A は、被控訴人に対し、前項の金員のうち金 40 万円を、平成 26 年 1 月 10 日限り、被控訴人が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、控訴人市内在住男性 A の負担とする。
 - (3) 控訴人市内在住男性 A が前項の金員全額を、遅滞なく支払ったときは、被控訴人は、控訴人市内在住男性 A に対し、第 1 項の金員から前項の金員を控除した残額の支払義務を免除する。
 - (4) 控訴人市内在住男性 A が第 2 項の金員の支払を一部でも遅滞したときは、控訴人市内在住男性 A は、被控訴人に対し、第 1 項の金員から第 2 項による既払金を控除した残額を、直ちに支払う。
 - (5) 控訴人市内在住男性 B は、被控訴人に対し、本件解決金として、金 262 万 8,181 円の支払義務のあることを認める。

- (6) 控訴人市内在住男性Bは、被控訴人に対し、前項の金員のうち金 40 万円を、平成 26 年 1 月 10 日限り、第 2 項と同様の方法により支払う。ただし、振込手数料は、控訴人市内在住男性Bの負担とする。
- (7) 控訴人市内在住男性Bが前項の金員全額を、遅滞なく支払ったときは、被控訴人は、控訴人市内在住男性Bに対し、第 5 項の金員から前項の金員を控除した残額の支払義務を免除する。
- (8) 控訴人市内在住男性Bが第 6 項の金員の支払を一部でも遅滞したときは、控訴人市内在住男性Bは、被控訴人に対し、第 5 項の金員から第 6 項による既払金を控除した残額を、直ちに支払う。
- (9) 控訴人市内在住男性Cは、被控訴人に対し、本件解決金として、金 289 万 4,549 円の支払義務のあることを認める。
- (10) 控訴人市内在住男性Cは、被控訴人に対し、前項の金員のうち金 40 万円を、平成 26 年 1 月 10 日限り、第 2 項と同様の方法により支払う。ただし、振込手数料は、控訴人市内在住男性Cの負担とする。
- (11) 控訴人市内在住男性Cが前項の金員全額を、遅滞なく支払ったときは、被控訴人は、控訴人市内在住男性Cに対し、第 9 項の金員から前項の金員を控除した残額の支払義務を免除する。
- (12) 控訴人市内在住男性Cが第 10 項の金員の支払を一部でも遅滞したときは、控訴人市内在住男性Cは、被控訴人に対し、第 9 項の金員から第 10 項による既払金を控除した残額を、直ちに支払う。
- (13) 控訴人市内在住男性Dは、被控訴人に対し、本件解決金として、金 289 万 4,549 円の支払義務のあることを認める。
- (14) 控訴人市内在住男性Dは、被控訴人に対し、前項の金員のうち金 40 万円を、平成 26 年 1 月 10 日限り、第 2 項と同様の方法により支払う。ただし、振込手数料は、控訴人市内在住男性Dの負担とする。
- (15) 控訴人市内在住男性Dが前項の金員全額を、遅滞なく支払ったときは、被控訴人は、控訴人市内在住男性Dに対し、第 13 項の金員から前項の金員を控除した残額の支払義務を免除する。
- (16) 控訴人市内在住男性Dが第 14 項の金員の支払を一部でも遅滞したときは、控訴人市内在住男性Dは、被控訴人に対し、第 13 項の金員から第 14 項による既払金を控除した残額を、直ちに支払う。
- (17) 控訴人市内在住男性A、同市内在住男性B、同市内在住男性C及び同市内在住男性Dと被控訴人とは、本和解が裁判所の勧めにより、控訴人市内在住男性A、同市内在住男性B、同市内在住男性C及び同市内在住男性Dと被控訴人とが互いに協議して成立するに至ったものであることを相互に確認する。

- (18) 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- (19) 当事者双方は、控訴人市内在住男性A、同市内在住男性B、同市内在住男性C及び同市内在住男性Dと被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (20) 訴訟費用は、第1、2審とも各自の負担とする。

議案第 133 号

字の区域を新たに画すること及び変更することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり新たに画し、及び変更するものとする。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 新たに画する字の区域

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
迫町新田 字新伊豆崎	迫町新田 字伊豆崎	1 から 4 まで、8 から 15 まで、17 から 54 まで、56、58 から 72 まで、74 から 91 まで、93、95、97、99 から 101 まで、103、105、106 の 1、106 の 2、108 から 117 まで、121、123 から 166 まで、168、170、172、174 から 225 まで、227 から 341 まで、343 から 361 まで、363 から 453 まで、455、457 から 473 まで、475 から 509 まで、511、513 から 558 まで、560 から 654 まで、656 から 658 まで、660 から 690 まで、693 から 716 まで、718 から 884 まで、888 の 1、888 の 2、889 から 942 まで、943 の 1、943 の 2、945 の 1、945 の 2、946 の 1、946 の 2、947、948、950 から 989 まで、990 の 1 から 990 の 3 まで、991 の 1、991 の 2、992 から 1001 まで、1003 の 1 から 1003 の 3 まで、1004 の 1 から 1004 の 3 まで、1005 の 1 から 1005 の 3 まで、1006 の 1、1006 の 2、1007 の 1、1007 の 2、1008 の 1 から 1008 の 3 まで、1009 の 1 から 1009 の 3 まで、1010 の 1 から 1010 の 3 まで、1011 の 1、1011 の 2、1012 から 1076 まで、1078、1079、1081 から 1084 まで、1089、1090、1093、1094、1098 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部

<p>迫町新田 字上井守沢</p>	<p>1の1、2の1、3の1、4の1、5の1、6から18まで、19の1から19の5まで、20の1、20の5から20の7まで、21から32まで、33の1、33の2、34の1から34の5まで、35から46まで、47の1から47の5まで、48、49の一部、50から56まで、57の1から57の3まで、58から67まで、68の1、68の2、69の1、69の2、70の1、75の1、76から90まで、91の1、91の2、92の1、92の2、93の1、93の2、94、95の1、96から111まで、112の1、112の2、113の1、113の2、114、116から131まで、132の1、132の2、133の1、133の2、135の1、137から152まで、153の1、153の2、158から170まで、171の1、171の2、174、178から181まで、183の1、185の1、191から197まで、200及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部</p>
<p>迫町新田 字井守沢</p>	<p>209の111から209の114まで</p>
<p>迫町新田 字新舟崎</p>	<p>迫町新田 字新苗代沢</p> <p>1から3まで、4の1、4の2、5から12まで、13の1、13の2、14から18まで、19の1、19の2、20の1、20の2、21から24まで、24の1、25から27まで、29から41まで及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部</p>
<p>迫町新田 字苗代沢</p>	<p>11の2、12の2、13の2、14の2、17の2、18の2、29の2、31の2、32の2、33の2、33の3、34の2、40の2、41の2、42の1、42の2、42の5、43の1、45の2、47の2、48の3、48の4及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>
<p>迫町新田 字新品ノ浦</p>	<p>1の1、2の1、3の1、4の1、5の1、6の1、6の2、7から14まで、15の1、20から40まで、42から49まで、53の2、54の2、55の1、55の2、56、57、58の1、58の2、59から61まで、62の1、62の2、63から77まで、78の1、78の2、79から82まで、83の1、83の2、85の1、85の2、87から93まで、96から105まで、108から154まで及びこれらの区域に隣接介在する道路等である公有地の全部</p>

迫町新田 字高崎	全部
迫町新田 字舟崎	1、3から20まで、22から78まで、79の1、79の2、81から89まで、90の1、90の2、91、92の1、92の2、94から100まで、104、106から123まで、125から295まで、296の1、297の1、298の1、299から301まで、302の1、303の1、304の1、305の1、306の1、307の1、308の1、309の1、310、311及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
迫町新田 字高森	13の2、18の2、19の2、24の3、25の2、26の4、27の2、28の2、29の2から29の4まで、31の3、34の2、35の2、50の2、51の3、53の3、64の1、65の2、65の3、68の2、69の2、75の2、77の3、78の3及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
迫町新田 字鶴ノ崎	24の1、24の2、25の1、25の2、26の2、26の3、27の2、29の1、29の3、29の4、30、30の1から30の5まで、31の2、32の1、32の2、34の2、37の2、37の3、39の3、40の1、40の3、41の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部
迫町新田 字錠穴	18の2、18の4、19の3、22の2、23の2、41の2、42の2、43の2、44の4、45の4、48の2、75の2、75の3、76の2、76の3、77の2、78の2及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
迫町新田 字下品ノ浦	99の6、100の2及び97の1、97の5に隣接する水路である公有地の全部並びに1の3、29、37の3、41、42の3、57の4、74の4、75の3、76の3、86の2、87の1、90の2、92の3の地先の道路である公有地の全部
迫町新田 字菱ノ倉	25の2、36の2、37の2、38の2、45の2、46の2、50の2、53の2、55の2、56の2、67の2、68の2、72の2、74の2、77の2、78の2、81の2、82の2、84の2

	迫町新田 字境田	25 の 2、27 の 3、28 の 2、29 の 2、30 の 2、31 の 2、32 の 2、33 の 2、34 の 2、44 の 2、63 の 2、65 の 2、78 の 2
迫町新田 字新茂栗	迫町新田 字茂栗前	1 の 1、1 の 2、3 の 1、3 の 2、4 の 1、4 の 2、5 の 1、5 の 2、6、7、8 の 1、8 の 2、9 の 1、9 の 2、11 から 14 まで、16、18 から 21 まで、23 から 30 まで、32 から 38 まで、40、42 から 44 まで、46 から 49 まで、51 から 59 まで、60 の 1、60 の 2、61 の 1、61 の 2、62 の 1、63 の 1、64 の 1、65 の 3、66 の 1、66 の 3、67 の 1、68 の 1、69 の 2、70 の 1、70 の 2、71 から 81 まで、82 の 1、83 から 88 まで、89 の 1、89 の 2、90、91 の 1、91 の 2、92 の 1 から 92 の 3 まで、93 の 1、93 の 3、93 の 4、94 の 1、97 の 1、97 の 3、98 の 1、98 の 2、99 の 1、99 の 2、100 から 109 まで、110 の 1、111 の 1、112 の 1、113 の 1、114 の 1、115 の 1、116 の 1、116 の 3、117 の 1、117 の 3、118 の 1、118 の 3、119 の 1、119 の 2、119 の 4、120 の 1、121 の 1、122 の 1、122 の 2、123 の 2、124 の 2、124 の 3、125 の 1、126 の 1、127 の 1、128 の 1、129 の 1、130 の 1、131、132、133 の 1、133 の 2、134 の 1、134 の 2、135 の 1 から 135 の 3 まで、136 の 1、137 の 1、137 の 2、138 の 1 から 138 の 3 まで、139 の 1、140 の 1、143 の 1、145 の 1、147、148 の 1、148 の 4、149 の 1、149 の 3、151 の 1、153 の 1、154 から 159 まで、160 の 1、160 の 2、161 の 1 から 161 の 4 まで、162 の 1 から 162 の 3 まで、163 の 1 から 163 の 3 まで、164 の 1、164 の 2、165、167、169、171、172、173 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	迫町新田 字茂栗	1 の 2、1 の 5、1 の 8、9 の 2、10 の 2、10 の 3、11 の 2 から 11 の 4 まで、12 の 2、12 の 3、13 の 2、14 の 2、15 の 2、15 の 3、16 の 2、16 の 3、17 の 2、18 の 2、18 の 3、19 の 2、19 の 3、20 の 2、20 の 3、21 の 2、21 の 3、22 の 2、22 の 3、23 の 2、23 の 3、35 の 2、36 の 1、36 の 2、37 の 1 から 37 の 5 まで、38 の 2、

	40 の 1 から 40 の 3 まで、41 の 1 から 41 の 3 まで、42、43 の 1、43 の 2、44、45、46 の 1、46 の 6、58 の 4、59 の 3、60 の 3、75 の 2、104、110 の 1、110 の 2、111 の 1、111 の 2、112 の 2、113 の 1、113 の 2、114、115、116 の 1、116 の 2、117 の 1、117 の 2、118 の 1、118 の 2、119、121 の 1、121 の 6、129 の 2、142 の 2、143 の 3、146 の 3、147 の 1、148 の 1、148 の 2、149 の 1、149 の 2、154 の 2、158 の 3、160 の 5、162 の 4、164 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
迫町新田 字堤田	8 の 1、8 の 2、9 の 1 から 9 の 3 まで、10 の 1、10 の 2、12 の 1、12 の 5、26 の 1、26 の 3、29 の 1、29 の 2、35 の 1、35 の 3 から 35 の 5 まで、36 の 1 から 36 の 4 まで、37 の 1、37 の 2、37 の 8、38 の 1、38 の 5、39 の 1、39 の 5、40 の 4、41 の 1、41 の 4、44 の 5、49 の 1、49 の 4、50 の 1 から 50 の 3 まで、51 の 1、51 の 2、51 の 10 から 51 の 12 まで、52 の 1、52 の 2、52 の 8、54 の 1 から 54 の 3 まで、58 の 1、59 の 1 から 59 の 3 まで、62 から 65 まで、66 の 2、67 の 1、67 の 2、68、69 の 1 から 69 の 4 まで、70、71 の 1、71 の 2、72 の 1 から 72 の 3 まで、73 の 1 から 73 の 3 まで、74 の 1 から 74 の 3 まで、75 の 1 から 75 の 3 まで、76 の 1、76 の 4、77 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
迫町新田 字新前沼	1 の 1、2 の 1、3 の 1、3 の 3、4 の 1、4 の 2、5 から 13 まで、14 の 1、14 の 2、15 の 4、18 の 1、21 から 35 まで、36 の 1、36 の 3、37、38 の 1、39 の 1、40 の 1、41 の 1、41 の 3、43 の 1、44 から 46 まで、48 から 54 まで、60 の 1、61 の 1、63 から 72 まで、74 から 80 まで、81 の 1、81 の 3、83 の 1、84 の 1、84 の 4、85 の 1、86 の 1、86 の 2、87 から 95 まで、97 から 107 まで、109、117、119 から 131 まで、132 の 1、132 の 3、132 の 4、133 の 1、134 の 1、134 の 3、136 の 1、136 の 2、137、138、140、141、143 から 148 まで、149 の 1、149 の 2、150 から 192 まで、193 の 1、193 の 2、

	194 の 1、194 の 3、195 の 1、195 の 4、195 の 5、196 から 237 まで、238 の 1、238 の 2、239 の 1、240 の 1、241 の 1、242、245 から 251 まで、252 の 1、253 の 1、272 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
--	---

2 字の区域の変更

区域を変更する字名	左の区域に編入される区域	
	字名	地番
迫町新田 字井守沢	迫町新田 字上井守沢	49 の一部及びこれに隣接する道路、水路である公有地の一部並びに 59 の地先の道路である公有地の一部

備考 地番については、平成 25 年 10 月 13 日現在において不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 2 条第 9 号に規定する登記簿に記録されているものである。

議案第 134 号

指定管理者の指定について（中田農産物直売所及び 中田農産物加工所）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市中田農産物直売所条例（平成17年登米市条例第161号）第3条並びに登米市中田農産物加工所条例（平成17年登米市条例第162号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
中田農産物直売所及び中田農産物加工所

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市中田町石森字本町 95 番地 1
（名 称） なかだ農産物直売所管理運営組合
（代表者名） 組合長 門馬 一郎

- 3 指定の期間
平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

議案第 135 号

指定管理者の指定について（迫にぎわいセンター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市迫にぎわいセンター条例（平成17年登米市条例第183号）第4条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
迫にぎわいセンター

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字西佐沼 70 番地
（名 称） 佐沼大通り商店街協同組合
（代表者名） 理事長 武川 浩士

- 3 指定の期間
平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

議案第 136 号

指定管理者の指定について（東和川端高齢者等活動生活支援促進機械施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市東和川端高齢者等活動生活支援促進機械施設条例（平成17年登米市条例第222号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
東和川端高齢者等活動生活支援促進機械施設

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市東和町錦織字川端89番地1
（名称） 川端地区集会施設管理組合
（代表者名） 組合長 菅原 洋二

- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

議案第 137 号

指定管理者の指定について（登米市登米総合体育館、
登米市登米総合運動公園及び登米市登米武道館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市登米総合体育館、登米市登米総合運動公園及び登米市登米武道館
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市登米町寺池日子待井 10 番地
（名 称） とよまスポーツクラブ蔵っこ
（代表者名） 会長 早坂 彰則
- 3 指定の期間
平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

議案第 138 号

指定管理者の指定について（登米市高倉勝子美術館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市高倉勝子美術館条例（平成21年登米市条例第20号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市高倉勝子美術館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市登米町寺池目子待井 381 番地 1
（名 称） 一般社団法人 登米市観光物産協会
（代表者名） 会長 阿部 泰彦

- 3 指定の期間
平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

議案第 139 号

指定管理者の指定について（登米市こじか園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市こじか園条例（平成22年登米市条例第23号）第8条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市こじか園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字江合三丁目 16 番地 2
（名 称） 社会福祉法人 恵泉会
（代表者名） 理事長 千葉 捷郎

- 3 指定の期間
平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで